

# 令和4年第7回美幌町議会定例会会議録

令和4年9月13日 開会

令和4年9月15日 閉会

令和4年9月15日 第3号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)
- 日程第 2 承認第 14号 専決処分の承認について [令和4年度美幌町一般会計補正予算(第6号)]
- 日程第 3 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第 45号 美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議案第 46号 美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第 47号 美幌町墓園等条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第 48号 美幌町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定について
- 日程第 8 議案第 49号 美幌町企業立地促進条例の制定について
- 日程第 9 議案第 50号 令和4年度美幌町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第 10 議案第 51号 令和4年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 11 議案第 52号 令和4年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 12 議案第 53号 令和4年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 13 議案第 54号 令和4年度美幌町病院事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第 14 認定第 1号 令和3年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 2号 令和3年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 16 認定第 3号 令和3年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 17 認定第 4号 令和3年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第 5号 令和3年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 6号 令和3年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 7号 令和3年度美幌町水道事業会計決算認定について
- 日程第 21 認定第 8号 令和3年度美幌町病院事業会計決算認定について
- 日程第 22 意見書案第 13号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
- 日程第 23 意見書案第 14号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書について
- 日程第 24 報告第 17号 健全化判断比率について
- 日程第 25 報告第 18号 資金不足比率について
- 日程第 26 報告第 19号 放棄した債権の報告について
- 日程第 27 報告第 20号 令和3年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検

・評価の報告について

- 日程第 28 報告第 21 号 専決処分の報告について（美幌療育病院敷地内の車両破損事故による損害賠償）  
 日程第 29 報告第 22 号 例月出納検査報告について（5月～7月分）  
 日程第 30 議員の派遣について  
 日程第 31 閉会中の継続調査について

○出席議員

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 1 番 戸 澤 義 典 君   | 2 番 藤 原 公 一 君       |
| 3 番 大 江 道 男 君   | 4 番 高 橋 秀 明 君       |
| 5 番 木 村 利 昭 君   | 6 番 伊 藤 伸 司 君       |
| 7 番 坂 田 美 栄 子 君 | 副議長 8 番 岡 本 美 代 子 君 |
| 9 番 稲 垣 淳 一 君   | 10 番 古 舘 繁 夫 君      |
| 11 番 上 杉 晃 央 君  | 12 番 松 浦 和 浩 君      |
| 13 番 馬 場 博 美 君  | 議長 14 番 大 原 昇 君     |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

- |            |              |
|------------|--------------|
| 美幌町長 平野浩司君 | 教育委員会会長 矢萩浩君 |
| 監査委員 高木清君  |              |

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

- |                              |                |
|------------------------------|----------------|
| 副町長 高崎利明君                    | 総務部長 小室保男君     |
| 町民生活部長 関弘法君                  | 福祉部長 河端勲君      |
| 経済部長 後藤秀人君                   | 建設部長 那須清二君     |
| 病院事務長 但馬憲司君                  | 事務連絡室長 志賀寿君    |
| 会計管理者 田中三智雄君                 | 総務課長 斉藤浩司君     |
| 危機対策課長 弓山俊君                  | 政策課長 沖崎寿和君     |
| 財務課長 吉田善一君                   | 町民活動課長 佐久間大樹君  |
| 戸籍保険課長<br>選挙管理委員会事務局長 佐々木 斉君 | 税務課長 松尾まゆみ君    |
| 社会福祉課長 水上修一君                 | 保健福祉課長 中尾 亘君   |
| 農林政策課長<br>農業委員会事務局長 橋本 勝君    | 耕地林務主幹 伊藤 寿君   |
| みらい農業課長 午来 博君                | 商工観光課長 影山俊幸君   |
| 建設課長 森口尚博君                   | 建築主幹 宮田英和君     |
| 環境管理課長 鶴田雅規君                 | 上下水道課長 石山隆信君   |
| 病院総務課長 以頭隆志君                 | 地域医療連携課長 高山吉春君 |
| 事務連絡室次長 横山 聖二君               | 教育部長 遠藤 明君     |

学校教育課長	多田敏明君	学校給食課長	片平英樹君
社会教育課長	立花良行君	スポーツ振興課長	浅野謙司君
博物館課長	鬼丸和幸君	監査委員事務局次長	小室秀隆君

○議会事務局出席者

次長	小室秀隆君	議事係長	高田秀昭君
庶務係長	村田剛君	庶務係	金子未准君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから令和4年第7回美幌町議会定例会第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番伊藤伸司さん、7番坂田美栄子さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局次長から報告させます。

○事務局次長（小室秀隆君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、1日目と同様でありますので御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第2 承認第14号

○議長（大原 昇君） 日程第2 承認第14号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の7ペ

ージになります。

承認第14号専決処分の承認について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

8ページをお開き願います。

専決処分書。

令和4年度美幌町一般会計補正予算（第6号）について。

新型コロナウイルス感染症対策にかかる医療用検査キット購入のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和4年8月17日付であります。

専決内容について御説明いたしますので、9ページを御覧ください。

令和4年度美幌町一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度美幌町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ639万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億3,367万8,000円とする。

第2項につきましては事項別明細書により御説明をいたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書の18、19ページをお開き願います。

3、歳出になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、1、感染等予防対策事業費の増、639万2,000円は、新型コロナウイルス感染症の感染不安の解消と集団感染の未然防止を目的に医療用検査キットを購入し、希望者へ配付するための費用になります。

昨年の7月から研究用の検査キットを希望者へ配付してまいりましたが、検査結果

の精度がより高いとされる医療用検査キットを配付するもので、9月1日から事業を開始しております。

配付対象者は、濃厚接触者をはじめ、美幌町へ帰省される方、感染の可能性がある方、その他感染不安のある方になります。

検査キットは医療用のため、薬剤師が対面で説明する場合に限り配付が認められておりますので、申請は個人単位となります。

濃厚接触者の場合、役場へ電話をいただくと、検査キットを郵送によりお届けいたします。

また、濃厚接触者以外の方は、役場1階の6番窓口で申請をいただくと、引換券と確認書をお渡しいたしますので、書類を薬局へ持参の上、検査キットをお受け取りいただくこととなります。

予算計上してございますが、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費につきましては、検査キット5,000セットの購入費と郵送料になります。

補助金の新型コロナウイルス検査キット配付協力支援金につきましては、検査キットの使用方法を説明し、配付をいただく薬局に対する協力支援金として、予算措置をしてございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書の16、17ページにお戻りを願います。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金639万2,000円は、今回の補正予算の財源として、基金からの繰入れを行います。

なお、参考資料の17ページ資料6に、基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、承認第14号専決処分の承認について御説明を申し上げました。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） ただいま説明いただいた19ページの関係で、この専決処分後から現在まで、役場と四つの薬局と言いましたか、そこで配付した実績は5,000セットのうち、どの程度あるのかをお知らせください。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

9月1日から事業を開始しております。町で引換券を配付した件数が450件となっております。

5,000キットを購入しておりますので、約1割程度の引換券が出ている状況でございます。

なお、その450件のうち、濃厚接触者により郵送した件数につきましては、70件となっております。

現在、個別で4薬局に協力していただいております。引換券をお渡しするときに、一応どこの薬局で引換えするという確認はしております。

実績として最後は確認できるのですが、今現在450キットがどこの薬局で幾つ出ているというのは把握しておりませんので、よろしく願います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 前回のときは企業単位でもよかったけれども、今回は個人単位ということで、企業等からの問合せだとか、不都合だとか生じていないかどうか、これだけ願います。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

現在のキットは、薬事法に基づいて確認書を薬局にて5年間保存する必要があるということで、薬局に迷惑がかかることのないよう、個人単位に限定させていただいて

おります。

企業で何か発生した場合は、世帯単位での配付を検討しておりますが、現在のところ、特定の企業から企業単位で配付していただきたいというお問合せはありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

9 番稲垣淳一さん。

○9 番（稲垣淳一君） 今回、医療用のキットに変わったということで、薬剤師の説明が発生すると理解をしました。

その分、精度が上がったとお話あったと思うのですが、素人でも分かるように、例えば、今までのレベルがどのぐらい上がって医療用になったのか。

やはり、前回のキットを使っても、医療機関に行ってきたと調べると陽性だったという人の話もありますので、どのぐらいの精度が上がったのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） はっきりとした数値は押さえておりませんが、前回のキットは、企業が試算する部分では94%程度とは書いております。

私どもも検査結果を全て把握しているわけではありませんが、実際に陽性だった、陽性でなかったという声もいろいろ聞かるところもあります。

今回、8月に前回のキットがなくなったときに、厚生労働省からしっかりとした医療用検査キットを使用して確認するようという通知も出たものですから、ちょうどなくなるタイミングと9月1日という部分も含めて、町で医療用の検査キットを確保できたため、9月1日から実施しております。

なお、医療用の検査キットですので、もし陽性が出た場合は、先生の判断によってはそのまま陽性という確認もありますし、自分で検査したのもう一度検査しましょうということで、医療機関で再度検査する

ケースもございます。

原則、病院で使っているものと同じ検査キットということで認識していただいて構いませんので、よろしく願いします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第14号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

---

### ◎日程第3 諮問第2号

○議長（大原 昇君） 日程第3 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案20ページでございます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

人権擁護委員野昭憲氏は、令和4年12月31日をもって任期満了となるので、次の者を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、永井英俊。

住所及び生年月日については、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は諮問のとおり、適任とする意見に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は適任と答申することに決定しました。

---

#### ◎日程第4 議案第45号

○議長（大原 昇君） 日程第4 議案第45号美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の21ページになります。

議案第45号美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の2ページを御覧願います。

資料1、議案第45号関係。

改正目的でございますが、公職選挙法施行令及び施行規則が本年4月に一部改正され、選挙運動用の自動車の使用、ビラの作成に要する公費負担の限度額が上げられたことから、国と同様に公費負担の限度額を引き上げるものであります。

改正内容は2点であります。

1点目として、選挙運動用自動車の使用

に係る公費負担の限度額につきまして、自動車借入れ、燃料費の額をそれぞれ記載のとおり引上げいたします。

2点目として、選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額について、5万枚以下の場合、1枚当たりの額を記載のとおり引上げいたします。

参考資料の3ページ、4ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令等は公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則。

施行日は公布の日でございます。

以上、議案第45号につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 今回の金額の変更のうち、燃料費が7,560円から7,700円と限度額が上げられているのですが、率直な疑問なのですが、今、燃料費がかなり高騰していますよね。

これは、国が決めていることなので、分かれば教えてほしいのですが、高騰に見合った引上げ限度額ではない、少ないのかなという印象を持つので、その辺の情報が何かありましたら、御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐々木 斉君） 御答弁申し上げます。

公費負担につきましては、参議院選挙が実施される3年ごとに国が改定、見直しを行っているものでございます。

先ほど総務部長から御説明がありましたが、年度当初に改定が成立しておりますが、当時、国からは市場価格の調査に基づき変更したということで御説明を受けておりますが、その後のいわゆる燃料費の改定



だとかそういうものについては、正直なところ盛り込まれていないというのが現状となっているのではないかなと思っております。

そして、それに対して改定があるかどうかというのは、特に情報も入っていませんので何とも言えませんが、基本的には先ほど言いましたように、3年ごとのルール改定となっておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第45号美幌町議会議員及び美幌町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第46号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第46号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の22ページをお開き願ひます。

議案第46号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の5ページを

お開きください。

資料2、議案第46号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、良質な既存住宅については増改築行為がなくても、長期優良住宅として認定できることとなったため、手数料の設定を行うものです。

改正内容であります、建築行為を伴わない既存住宅の認定申請手数料の区分及び額を別表に追加し、その他、字句の整理を行うものです。

新旧対照表については、6ページから8ページを御参照願ひます。

根拠法令等は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律で、施行日は令和4年10月1日でございます。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第46号美幌町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第47号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第47号美幌町墓園等条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の23ページをお開きください。

議案第47号美幌町墓園等条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町墓園等条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の9ページをお開き願います。

資料3、議案第47号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。合同納骨塚の墓誌設置に伴い、墓誌に係る文言及び使用料について明記するため、改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、一つ目として、条例中、合同納骨塚の文言に墓誌に係る文言を加えるものでございます。

改正内容の二つ目として、別表2に規定する使用料に墓誌掲示に係る使用料1件5,000円を追加するものでございます。

新旧対照表については、10ページから13ページを御参照願います。

施行日は令和4年10月1日であります。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 望んでいたものが形になるということは、大変喜ばしいことなのですけれども、雨風にかなり耐えられるものなのか。それから、10月1日から施行されるということで、いつから現実的に始まるのか、この2点を伺います。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御答弁いたします。

まず、雨風に耐えられるものかという御

質問だったかと思いますが、こちらにつきましても、掲示板の内側にマグネットで貼っていく予定でございますけれども、外側には強化ガラスの蓋がついて、鍵もついてという形になっていきますので、基本的に直接風に当たることはないと考えてございます。

あと、10月1日施行からいつまでというお話だったかと思いますが、大体設置までに1.5か月程度見ているところでございます。

こちらをお認めいただきましたら、その後、速やかに皆さんに申請の有無の通知を出して、事務を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 新たに追加される墓誌掲示1件5,000円というのは、どのようなコスト計算をして、適切な料金として設定をなされたのか、積算根拠について御説明ください。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御答弁いたします。

こちら5,000円の使用料につきましては、一つの掲示板につき掲示できる人数を250名と予定しており、設置に係る経費を250名で割り返したものに、今後にかかる維持管理経費の一部を鑑みまして、北見市と同額の5,000円ということで設定したところでございます。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 掲示にかかる直接経費プラス維持管理費というのは、予算のところで割り返せば分かると思うのですが、これを250名で割り返した掲示にかかる費用と今後の維持管理費の内訳をお知らせください。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 掲示板設

置の割り返し部分としましては、1件当たり3,700円程度。

それ以外の1,300円程度につきましては、今後の維持管理や消耗品等々の経費ということで計算してございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第47号美幌町墓園等条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第48号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第48号美幌町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） 議案書の25ページになります。

議案第48号美幌町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の14ページをお開き願います。

資料4、議案第48号関係でございませぬ。

経過及び制定目的でございませぬが、平成19年に施行された企業立地の促進等に関する地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、本町では、平成22年に美幌町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を制定し、企業立地及び事業の高度化を促進してきましたが、改正法が平成29年7月31日に施行され、経過措置期間が満了したため、同条例を廃止しようとするものでございませぬ。

制定内容は、美幌町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する。

施行日は公布の日からでございませぬ。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 経過は分かりました。

美幌町の条例制定後、これまでの間、実際に課税免除の申請件数で実績があったのかどうか、お知らせいただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの御質問ですけれども、産業集積形成課税免除の実績につきましては、2件となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第48号美幌町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定に

ついてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第 8 議案第 4 9 号

○議長（大原 昇君） 日程第 8 議案第 4 9 号美幌町企業立地促進条例の制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） 議案書の 2 6 ページになります。

議案第 4 9 号美幌町企業立地促進条例の制定について御説明申し上げます。

美幌町企業立地促進条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の 1 5 ページをお開き願います。

資料 5、議案第 4 9 号関係でございます。

制定目的でございますが、この条例は、本町の経済の活性化に資する企業の立地を促進するため、町内に工場等を新設または増設する者に対し、助成の措置を行うことにより、町の産業の振興及び雇用機会の創出を図るものでございます。

制定内容でございますが、第 1 条は本条例の制定目的を、第 2 条は本条例における用語の定義を規定しております。

第 3 条は助成措置の対象要件及び対象事業者の指定の申請について規定、第 4 条は助成の措置として、補助金の種類、補助金の額などと補助金の交付申請について規定しております。

補助金の種類及び額などにつきまして、別表に規定しておりますので、1 6 ペ

ージをお開きください。

区分、交付要件、金額等を表に掲げております。

順に御説明を申し上げます。

工場、試験研究施設、物流施設、情報サービス事業所等、コールセンター、データセンターの交付要件は、投資額が 2, 5 0 0 万円以上で、かつ雇用増が新設の場合は 3 人以上、増設の場合は 1 人以上でございます。

次に、再生可能エネルギー電気供給施設ですが、こちらは投資額が 2, 5 0 0 万円以上で、かつ雇用増が 1 人以上であること。

宿泊施設につきましては、投資額は同じく 2, 5 0 0 万円以上で、雇用増は求めておりません。

これらの区分及び交付要件に合致した場合に助成を行います。助成項目の一つ目は、固定資産税額を基準とする助成でございまして、工場等で操業等を開始した後、最初に固定資産税が課せられることとなる年度から 3 年間に限り、当工場等に係る土地家屋及び償却資産の固定資産税相当額を助成いたします。

助成項目の二つ目は、雇用増を基準とする助成でございまして、雇用増の算定の対象となるもののうち、町に住民票を有する者 1 人当たり 2 0 万円を助成いたします。

助成期間は 3 年以内でございます。

1 5 ページにお戻りください。

第 5 条は相続、合併、譲渡等による事業の承継について規定しております。

第 6 条は対象要件の欠落、偽りその他不正行為または休止・廃止したときの助成措置の取消し等について規定。

第 7 条は指定事業者に対して、操業状況や雇用状況について報告を求めることまたは実地調査をすることができることについて規定。

第 8 条は規則への委任について規定しております。

施行日は公布の日からとし、令和 4 年 4

月1日以降に工場等の新設、増設に着手した事業者から対象といたします。

以上、御説明申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） ちょっと簡単に聞きたいのですが、廃止になったのと今回の条例の中で確認をとりたいのは、土地の譲渡の制限の関係なのです。

以前、美幌町は稲美の工業団地が拡大され、住宅用途地区以外が全部対象となって、今回、土地の制限についての記載がないのかなと。

となると、住宅地、要するに建物を建てられる場所。

建物を建てるのであれば工業団地、工業用地だとか、準工業用地だとか、あとは高層住宅街だとかになると思うのですが、その場合は都市計画税も発生すると思います。

そういう部分についてのかみ合わせは、どのような検討になるのかということ、新築以外の増築。

2,500万円も新築と一緒にあれば、増築のところでもう少し金額の段階式だとかができなかったのかと思います。

それと、今回、あえて宿泊業が追加になったのかなと思うのですが、この宿泊業についてはあくまでもどういう宿泊施設、この法令に書いてあるよというけれど、具体的に美幌町としては、住宅建築の用途指定の中での基準なのか、それともこの法律の中で違う制限があるのか、ちょっとお願いします。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの松浦議員の御質問でございますけれども、一つ目が美幌町の地域の中の建物を建てる指定の部分だったかと思ひます。

こちらの指定につきまして、先ほど産業

集積の課税免除の条例の中での部分は、旧企業立地促進法に基づきますけれども、こちらの法律に基づいた計画を美幌町、大空町、津別町の三町で作りまして、国の同意をいただきましたが、地域の限定というのはしていない状況でございます。

また、今回の企業立地促進条例案の中で地域の指定ですけれども、こちらも稲美工業用地に限らず、美幌町の地域全体で使えるというものとしてございます。

二つ目の都市計画税との絡みということで、今回、固定資産税を基準とした課税免除ということでございますが、都市計画の用途地域につきましては、もちろん建築、立地する際の都市計画用途地域ごとの建物の制限というのはあろうかと思ひますけれども、課税免除につきましては、あくまで地域も全域としてございますので、こちらの固定資産税は、ほかの自治体の課税免除も参酌しながら定めさせていただいておりますので、都市計画税は対象にしてございません。

それから、三つ目の新築の場合は2,500万円、増築の場合は段階的にしてはどうかという取得金額の関係でございますけれども、今回、新築、増築共に2,500万円とさせていただいておりますが、こちらは北海道の企業立地促進助成の要件の一つとしまして、取得金額が2,500万円となっております。

ですので、こちらを参考にしまして、新築、増築共に2,500万円とさせていただいたところでございます。

四つ目の宿泊業はどのような具体的な内容の施設なのかということで、都市計画の用途だとか、建設の規模だとかということの御質問だったかと思ひます。

こちらは、旅館業法で定められた宿泊業を営まれるということでございますので、先ほどの御質問と重複する部分があるかもしれませんが、あくまで都市計画の用途地域ごとの建築基準にのっとった施設を建て

られて宿泊業を行っていただく、そういった部分に対しての支援ということになってございます。

特段、町でこのような規模のものを定めるといったものは想定してございません。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 大体分かりました。

それで、今年からということ、昨年、工業団地に進出したところは、過疎の条例の指定になったかと思うのですけれど、せっかく昨年来ていて、これに該当しないのであれば、何かの救済措置だとかというのは無理なものかどうか。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいまの御質問でございますけれども、議員おっしゃっていただきましたように、本年の4月1日からこちらの条例の適用を受けるといことになりますので、4月1日から工事に着手した企業に対し、その事業について町長が指定をするという手続を踏んでいくこととなります。

令和3年度につきましては、議員もおっしゃいましたように、過疎で条例をお認めいただいた課税免除の制度がございますので、令和4年度については、10月以降からの適用ではなくて4月からとして、1年間の公平性を保つということでございますけれども、過年度となるとなかなかそこは難しいのかなと考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 今回の新しい条例の中では、説明があったように固定資産税の課税免除と雇用増による助成ということですが、昨日私も町長に一般質問で申し

上げましたが、いわゆる宿泊施設に限らず、今回対象となる九つの施設について、例えば、美幌町に新規に進出したいあるいは増設したいというようなときに、昨日の質問のように、必要に応じて町の判断で要綱等を設けて、これ以外の項目での支援とか、そういったことを今後とも考えられるのか、その辺だけ見解をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） ただいまの御質問でございますが、この区分に掲げられている以外のものということで、そういった御相談等があった場合は適宜内部で協議して、必要に応じて対応をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） ちょっと私の説明が適切ではなかったです。

ここに掲げられているもので、例えば、新たによその町から来て、美幌町で企業として活動したいと、特にこの2項目以外の要素で要望があったときには、昨日の宿泊施設と同様に個別整備で町が必要だと判断すれば、要綱等で助成を検討するような考え方があるのかどうかという質問ですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） 失礼いたしました。

ただいまの御質問の内容でいきますと、内容を確認した中で必要に応じて対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第49号美幌町企業立地

促進条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第9 議案第50号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第50号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の31ページになります。

議案第50号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明を申し上げます。

令和4年度美幌町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる経費、エネルギー価格高騰の影響による電気料の増額、ふるさと寄附金に係る必要経費などを追加するものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7,849万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億1,216万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正により御説明いたしますので、34ページを御覧いただきたいと思います。

第2表、地方債補正。

1段目の農業生産基盤整備事業は、道営土地改良事業費の変更に伴い、その財源を

地方債に求めます。

限度額を補正前の3,380万円から補正後の3,640万円へ260万円を増額し、過疎対策事業債の申請を予定しております。

2段目の町道整備事業は、社会資本整備総合交付金の内示額が要望額を下回ったことから、その財源を地方債に求めます。

限度額を補正前の1億1,830万円から補正後の1億3,900万円へ2,070万円を増額し、過疎対策事業債の申請を予定しています。

3段目の除雪グレーダー整備事業につきましても、社会資本整備総合交付金から地方債への財源の振替になります。

限度額を補正前の2,700万円から補正後の5,600万円へ2,900万円を増額し、辺地対策事業債の申請を予定しております。

補正後の地方債の総額につきましては、下段に記載のとおり、8億2,294万7,000円となります。

次に、議案書の44、45ページを御覧ください。

3、歳出になります。

増額となる項目を中心に御説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、1、政策推進事業費の増のうち、印刷製本費と業務等委託料の2行目、懸垂幕等作成業務委託料につきましては、令和5年4月に美幌町が町制施行100周年を迎えることから、記念事業に向けた準備経費を予算措置してございます。

まず、印刷製本費の19万8,000円は、記念事業の概要を掲載するPR用のチラシの作成費用になります。

懸垂幕と作成業務委託料33万円は、役場庁舎と町民会館に掲示する懸垂幕の作成費用になります。

次に、業務等委託料の5行目、移住相談等環境構築業務委託料1,756万7,000

0円につきましては、美幌みどりの村旧休憩施設すずらんを移住相談拠点施設へ改修するため、現在、委託業務を進めておりますが、施設の利用環境と事業効果を高めるため、予算の追加をお願いいたします。

主な追加業務の内容であります。新たに多機能トイレ、スロープを設置し、バリアフリー対応施設とするほか、車道から施設入り口への連絡通路の舗装など、外構整備を追加いたします。

また、テレワーク等で利用される企業を募るため、オンライン及び現地での説明会、広告宣伝、ウェブサイト作成などの費用を追加いたします。

財源には、デジタル田園都市国家構想推進交付金、地方創生臨時交付金を活用するほか、一般財源としてふるさとづくり基金からの繰入れを行います。財源確保に向けまして、現在、北海道の地域づくり総合交付金を申請中であります。

承認された際には補正予算を提出の上、財源振替を行う予定でございますので、御承知おき願いたいと存じます。

政策推進事業費の増のうち、残る経費はちょうど1億円になりますが、こちらの経費につきましては、全てふるさと寄附金の増収を見込んでの増額補正となります。

当初予算では、令和4年度の寄附金の総額を1億5,000万円と見込み、必要経費を予算措置いたしました。7月末の寄附金の実績は、前年度比で約1.8倍と好調であることから、今年度の寄附金の総額を2億5,000万円に上方修正し、必要経費を増額するものでございます。

積立金の4,175万3,000円は、寄附金の総額から返礼品等の必要経費を差し引いた額をふるさとづくり基金へ積立てするものであります。

参考資料の17ページ、資料6に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、中段の6目辺地対策費、1、生活

バス路線等維持事業費の増、業務等委託料、デマンドバス運行実証実験業務委託料102万9,000円は、申込みバスも一びーの運行日数等の変更に伴う増額になります。

現在、も一びーは日曜日の運行はしてございませんが、利用者からの声を受けまして、10月から日曜日の運行を開始することいたします。

次の負担金、地域公共交通活性化協議会負担金43万5,000円は、市街地バス路線に共通回数券を導入するため、割引補填分と発行手数料につきまして、協議会が負担するための補正になります。

その下の11目諸費、1、防災対策事業費の増、各種行事等報償4万4,000円は、10月30日に実施する総合防災訓練における防災講話、防災講演会の講師報償になります。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費、1、戸籍住民基本台帳事務費の増、庁用備品87万7,000円は、個人番号、マイナンバーカード裏書システム機器の更新費用になります。

下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1、社会福祉推進事業費の増のうち、消耗品、食糧費、手数料の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、戦没者慰霊祭が中止になったことによる予算の整理になります。

次のページ、46、47ページになります。

2段目の2目社会福祉施設費、1、コミュニティセンター維持管理事業費の増、光熱水費610万2,000円は、エネルギー価格高騰に伴う電気料の増額になります。

本年11月に新たな電力供給契約を締結するに当たり、電気料の参考見積りを徴取したところ、世界的な燃料高や円安の影響により、大幅な値上げが見込まれることから、当初予算に計上した光熱水費の不足額



を追加いたします。

今回の補正予算におきましては、コミュニティセンターを含む14の施設の電気料増額分として、5,398万1,000円を計上してございます。

なお、各施設ごとに光熱水費の増額を予算措置しておりますが、いずれもエネルギー価格高騰に伴う電気料の追加になりますので、以後、説明は省略をさせていただきます。

次に、中段になります。

2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費、1、児童福祉事務費の増、補助金の一行目、新型コロナウイルス感染予防対策支援事業補助金160万円は、児童福祉施設の衛生用品等の購入経費に対する間接補助になります。

内容であります。一時預かり事業を実施する幼稚園型の保育施設に対し、30万円を上限に国、北海道、町が支援金を交付するもので、藤幼稚園と大谷幼稚園が対象になります。

また、感染症対策を実施する保育施設に対しまして、国と町が合わせて50万円を支援金として交付するもので、対象施設は藤幼稚園とひまわり保育園になります。

補助金の2行目、保育所等業務効率化推進事業補助金75万円につきましては、保育の周辺業務の効率化、保育士の負担軽減を図るため、ICT化を推進する保育施設に対し、国と町が必要経費を補助するもので、本町におきましては藤幼稚園が対象になります。

次の6、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の増、交付金、子育て世帯生活支援特別給付金1,455万円につきましては、支給対象児童数の増加に伴う増額補正になります。

内容は2項目ございます。

まず1点目として、非課税の子育て世帯に対し、国及び北海道が児童1人当たり6万円を支給する事業で、対象児童を80名

と見込んでおりましたが、今回、12名分を追加計上いたします。

2点目として、国及び北海道の特別給付金の対象外となる子育て中の課税世帯に対し、町が独自に児童1人当たり3万円を支給する事業を実施しており、当初、対象児童を1,620名と見込みましたが、今回461名分を追加いたします。

続いて、2目保育園費、2、東陽保育園管理運営事業費の増、機械器具14万3,000円は、点検で灯油ストーブの故障が判明いたしましたので、FFストーブ1台を購入いたします。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費は次のページになります。

2目予防費、2、予防接種事業費の増、1億881万円につきましては、従来株とオミクロン株BA.1の2種類を組合せたオミクロン株対応ワクチン接種に係る経費になります。

オミクロン株対応ワクチンにつきましては、今月12日に厚生労働省が薬事承認をいたしましたので、来週以降、道内の全市町村に供給される予定であります。

このため、本町におきましては、9月26日をめどにオミクロン株対応ワクチンに切り替えることで、準備を進めてまいります。

対象者は2回接種を済ませた12歳以上で、これまでと同様に役場1階の窓口のほか、電話、ネットにおいて予約を受け付けいたします。

予算計上の主な内容といたしましては、事務事業協力報償1,065万5,000円は、ワクチン接種に従事する医師及び看護師の報償費になります。

業務等委託料のうち、ワクチン接種委託料7,490万7,000円は、しゃきっとプラザで行う集団接種を美幌医師会と産学医に、個別接種を町内の医療機関にそれぞれ委託する経費になります。

被接種者送迎委託料200万円は、交通

手段のない高齢者の移動手段として、タクシー送迎に係る経費を予算措置いたします。

庁用備品の71万円ではありますが、こちらは、集団接種会場において使用する備品として、タイマー時計を1台、AI検温モニター消毒液スタンドを2台、それぞれ購入するための費用になります。

オミクロン株対応ワクチンの接種開始につきましては、詳細が決まり次第、改めて町民の皆様にお知らせをしてみたいと存じます。

このページの中段になります。

3、母子保健事業費の増、補助金、特定不妊治療費支援金200万円ではありますが、こちらは、本年4月から不妊治療費が保険適用となりましたが、特定不妊治療費につきましては、保険適用後も一定の自己負担を伴うことから町独自の助成制度を創設し、子供を希望する御夫婦が経済的な理由により治療を断念することがないように支援してまいります。

本年4月以降に、保険適用による生殖補助医療を受けた方で、女性の治療開始年齢が43歳未満の方を対象とし、自己負担の平均額を10万円と見込み、20名分を予算措置してございます。

次に、3目環境衛生費、2、墓地・霊園等管理事業費の増、91万円につきましては、市街共同墓地の合同納骨塚に250名の墓誌を掲示できる墓誌掲示板を設置するための費用になります。

使用料につきましては、先ほど議案第47号で御説明したとおり、掲示1件につき5,000円となります。

議案書50ページ、51ページになります。

6款農林水産業費、1項農業費、中段の5目畜産業費、3、牧野管理運営事業費の増、修繕料の495万円は、7月の降雨により美幌峠牧場の管理用道路の舗装路面が陥没し、通行に支障があることから、管理

用道路の修繕を行うための費用になります。

その下の6目農地費、2、道営土地改良事業費の増、590万円は、記載の3地区の事業費変更に伴う分担金の補正になります。

次の2項林業費、1目林業総務費、2、林業推進事業費の増、積立金198万円は、8月31日、石上車輛株式会社様より、森林整備協定に基づく御寄附がございましたので、未来への森林づくり基金へ積立てを行います。

下段の7款商工費、1項商工費は、次のページを御覧ください。

上段になります。

2目の商工業振興費、1、商工業振興推進事業費の増、補助金、貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金1,205万5,000円は、燃料価格高騰の影響を受けている貨物自動車運送業の事業継続を支援するため、町内に事業所を有する事業者に対し、支援金を支給いたします。

7月の臨時会におきまして、燃料価格・物価高騰対策として、町内の事業所に対し、一律10万円の支援金を支給することにいたしました。燃料価格高騰の影響が大きい貨物運送事業者に対しまして、事業規模に応じて追加の支援策を講じるものでございます。

内容でございますが、事業者が所有または使用する車両1台につき、大型・中型自動車は4万円を、普通自動車は2万5,000円をそれぞれ支援金として交付いたします。

対象となるのは緑ナンバーの車両で、大型・中型自動車を282台、普通自動車を31台と見込み、総額1,205万5,000円を計上いたします。

なお、財源には一般財源を充てることで補正予算を編成してございますが、地方創生臨時交付金が追加配分された際には、本事業の財源に充てる予定でございます。

次の2、商工業活性化促進事業費の増、補助金、起業家支援事業補助金284万円につきましては、当初予算におきまして新規3件分を措置いたしました。既に2件の申請があり、今後も申請が見込まれますので、所要額を確保するための増額補正になります。

次に、議案書の54、55ページになります。

10款の教育費、1項教育総務費、3目の教育振興費、1、教育振興事業費の増、工事請負費、美幌高等学校報徳寮改修工事616万円は、町外から入学する生徒確保に向けた受入れ体制を整えるため、北海道が所有する男子寮、報徳寮を町が内部改修し、来年春から男女共用化を図るための予算計上になります。

報徳寮につきましては15室、定員30名の男子寮として運営されておりますが、女子生徒の入寮希望者もいることから、2階を女子生徒専用の居室スペースへ改修いたします。

2階の居室と廊下の壁を改装するとともに、休憩所を改造して浴室を整備するほか、階段には間仕切り扉とカメラを設置いたします。

また、老朽化が進んでいる1階の居室の壁、浴室の天井を改装し、網戸を取り付けるなど、寮生が快適に過ごせるよう、生活環境の改善に取り組みます。

美幌高等学校の魅力を発信し、生徒確保に向けた取組を強化するため、町外から入学する生徒の受入れ基盤となる報徳寮の環境整備が課題となっていたことから、道教委と改修に向けた協議を重ねてきたところでもあります。

しかしながら、道教委による改修が早期に実現する見通しがなく、町外生徒の確保に向けた受入れ体制を早急に整えるには、町が費用を負担して改修すべきとの判断に至り、今回、道教委と合意に至ったところでございます。

本来、公共施設の改修につきましては、施設を所有する地方公共団体が経費を負担して実施すべきであります。道内におきまして今回と同様の事例があり、市町村と北海道は協議の上、自発的な寄附行為との整理が可能であれば、地方公共団体相互間における経費の負担関係を定めた地方財政法には抵触しないことを確認し、今回、補正予算を計上しておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次の2項小学校費、1目学校管理費、1、小学校管理事業費の増のうち、各施設等維持管理協力報償、保険料、施設維持管理等委託料の減額につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学校プールの開設を取りやめたことによる予算整理になります。

議案書56、57ページになります。

5項の保健体育費、1目保健体育総務費、1、スポーツ推進事業費の増、消耗品費の3万円は、7月8日、栄町在住の小林史明様より、青少年のスポーツ活動に役立ててほしいと御寄附がございましたので、屋外球技用の消耗品を購入いたします。

次に、中段の12款職員給与費、1項、1目職員給与費、1、職員給与支給事務費の増、その他手当1,199万5,000円は、ワクチンの集団接種業務に従事する職員の時間外勤務手当、管理職特別勤務手当の追加になります。

その下の2、会計年度任用職員給与支給事務費の増、77万3,000円は、ワクチン接種事務に従事する会計年度任用職員を1名、3か月間任用するための経費になります。

次に、歳入について御説明をいたしますので、議案書の38、39ページにお戻りをいただきたいと思います。

2、歳入になります。

この中の15款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料10万円につきましては、合同納骨塚の墓誌設置に係る使用

料として、20件の申請を見込んでの予算計上になります。

次に、16款国庫支出金、このうちの2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金の637万8,000円でございますが、こちらは、移住相談拠点施設の整備に伴う財源変更になります。

内容について、説明欄記載のとおり、デジタル田園都市国家構想推進交付金、こちらが2,244万4,000円の増額となります。

内容は、補助率が当初の2分の1から4分の3へ引上げになったことに伴う増額になります。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、1,606万6,000円の減額となります。

内容は、補助裏の地方負担分につきまして、5分の4相当額が臨時交付金で措置されることとなりますが、推進交付金の補助率が2分の1から4分の3へ引上げとなり、補助裏の地方負担分が減少することから、臨時交付金が減額となるものでございます。

ほかの国庫支出金につきましては、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。

次に、40ページ、41ページになります。

この中の19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金9,800万3,000円のうち、ふるさと寄附金の増、1億円は、今年度の寄附総額を当初予算の1億5,000万円から2億5,000万円に上方修正するものでございます。

その下の企業版ふるさと納税の減、199万7,000円の減につきましては、ワタミ株式会社様からの企業版ふるさと納税を原資に自然学校の開催を予定してございましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業が中止されたことによる予算整理になります。

また、3目農林水産業費寄附金198万

円につきましては、8月31日、石上車輛株式会社様から森林整備協定に基づく御寄附をいただいております。

次の4目教育費寄附金3万円は、7月8日、栄町在住の小林史明様から青少年のスポーツ活動に役立ててほしいと御寄附をいただいております。

その下の5目衛生費寄附金100万円は、6月28日、稲美在住の大井恵子様から墓園の管理に役立ててほしいと御寄附をいただいております。

中段の20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億1,886万8,000円は、今回の補正予算に係る財源として、基金からの繰入れを行うものであります。

22款諸収入は説明欄に記載のとおり、23款町債は第2表地方債補正により御説明をいたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第50号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第7号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 暫時休憩します。

再開は11時30分といたします。

午前11時14分 休憩

---

午前11時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和4年度美幌町一般会計補正予算（第7号）について、これから質疑を行います。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 2点ほど伺います。

まず一つ、44ページ、45ページの総務費、ふるさと納税のことですけれども、今回、1億5,000万円を見込んでいたところが2億5,000万円になるということで、すごい好調ですばらしいことだと思

ます。

努力されている結果だと思うのですが、好調の要因をどのように捉えていらっしゃるのか、教えていただきたいです。

もう一つが、52ページ、53ページの商工業振興費、貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金。

こちらは委員会でも一度伺いましたが、燃料価格の高騰対策支援金という名前の支援金となっている中で、営業用であっても軽貨物は対象外になっていると私は捉えておりますが、燃料価格高騰対策支援金なのにどうして軽自動車は含まれないのか、外されているのか、こちら2点を教えてください。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 御質問にお答えいたします。

1点目のふるさと納税の好調の要因ということでございます。

昨年からふるさと寄附金についてはかなり伸びている状況なのですが、申込みのあった返礼品の中で、令和3年度におきましてはタマネギが非常に好調だったという状況になってございます。

農産物の高騰により、品薄な状況という社会的な要因もありまして、美幌町におきましては、出荷体制についてきちんとしたラインを確保しまして、安定した供給ができるという状況を整えておりましたので、申込みが非常に伸びたということになっております。

そして、令和4年度につきましても、タマネギが比較的好調に推移している状況となっております。

令和4年度につきましましては、令和3年11月、12月あたりから牛肉1キロの詰め合わせの申込みが若干増えていたのですが、さらに今年に入り、インターネットでの広告、PR、プロモーション活動を行った結果、大変好調に伸びてきているという状況になっております。

また、今、申し上げたとおりインターネットによる広告、ふるさと納税の特設サイト。

こちらについてもアクセス件数が大変好調で、これまで月平均3,200件程度のアクセスがあるところでございます。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金の御質問でございますけれども、個人事業主の方で貨物運送を行っている事業者が所有する軽自動車の車両数につきましては、一社で最大3台と認識しております。

軽貨物を支援対象とする場合、今回、提案させていただきました部分で2万5,000円と4万円の金額設定があり、2万5,000円に該当させるとなると、3台で7万5,000円の支援金額ということでございます。

7月臨時会で補正をお認めいただきました原油価格・物価高騰対策事業者支援金の額が10万円となります。

対象となりますこちらの制度で、燃料価格高騰の影響を緩和できるものと認識しているものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 考え方としては理解します。

ただ、それが業種が違うので外れますということであれば、私もすぐ理解はできるのですが、一応、石油価格高騰という部分で、補助金の名目としては同じかもしれないです。

貨物運送事業とくらわれた中で、どうして軽自動車だけ対象にならないのかなど、ちょっと私は理解できないのですが。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 業種のく

くりというところで差が生じるという部分でございますけれども、今回、提案させていただきました貨物運送事業者につきましては、やはり原油価格高騰の影響をもちに受けてしまうといった状況で、補正を提案させていただきます。

それで、ほかの事業者の方々も業種が違えど燃料価格高騰の影響を受けているということで、10万円の補正予算を認めていただき、支援をさせていただくと。

そういった方々につきましては、例えば、軽自動車に限らず、いろいろな営業の自動車だとか、そのような部分で御苦労されているかと思えます。

そのような部分を考えますと、まず、区分としましては、大きく影響を受けている事業者に対して支援をさせていただきたいという考えで、今回、提案をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 町内で軽自動車の軽貨物を持つ業者では、一社3台が最大だとお話がありました。

今の課長の御答弁ですと、ここは大きな影響を受けていないようなお話に聞こえます。

確かに、大きい業者になれば台数も大きくなるし、影響も大きくなると思うのですが、その分、売上げも大きいわけですね。

逆に、一社3台の軽自動車のところでいけば、その分、売上げは小さくなって、影響を受ける金額自体は大きくないかもしれないですけども、率としては、変わらないのではないかなと私は思うのです。

それで、きちんと説明ができるような状態、どうしてうちが対象にならないのでしょうかと言われたときに、やはりきちんと説明がつかないと、そこは納得できないなという思いで私は質問しています。

もう一度伺います。

決して影響は小さくないと思いますし、同じ貨物業という中でどうして対象外、そのまま進めるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 繰り返しになりますけれども、軽貨物自動車運送事業をされている方々の今回の原油価格高騰の影響が小さくないとは申しませんが、あくまで業種だけを限って支援をさせていただくというよりも、影響の大きなところに支援をさせていただく提案とさせていただきます。

例えば、10万円で足りないよという事業者も中にはあろうかと考えておりますので、そういった部分では軽貨物自動車の方々が10万円の中で軽自動車を運送するといった部分の補填をしていただくことは、10万円の範囲の中で可能かなと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 55ページの教育振興事業費、美幌高等学校報徳寮改修工事についてお尋ねをいたします。

まず、私的には降って湧いたような話が出てきたということで、なぜ、年度当初予算でなくて、今のこの補正予算の時期に、どのような経緯でこの改修が持ち上がってきたのかということが1点目。

それから2点目としては、改修ではなく別の支援方法も検討されたのですかと。

今年度入った方が1名おられるということで、間違いなく1名はいると思うのですが、今後、農業科が1学級になって、さらに、募集人員が少なくなったということで、本当に女子生徒が継続的に入ってくる可能性があるのかどうか。

少ないのであれば、今の方は現在下宿を利用していると伺っていますので、例え

ば、下宿に対する補助金を出すほうが経費は安く済むと思うのですよ。

ですから、下宿への補助とか、そのような検討もされたのかどうか。

3点目としましては、寮母さんの体制。

男性か女性かわかりませんが1名体制でいいのでしょうかけれども、女子生徒が入るとなると、やはり女の方がいないと親御さんが不安がるのではないのかなと思うのですが、その辺の体制はどうなっているのか、その3点についてお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田敏明君） 御質問いただきました3点でありますけれども、まず1点目の当初予算でなく、なぜ補正予算だったのかということにあります。

今回の改修に至るまで、道教委と何回も協議をしておりました。

その協議がなかなか整わなかったという部分もありまして、今回の補正予算となった経緯となっております。

続きまして、別の支援、また、女子生徒の今後の入寮の継続性ということではありますが、別の支援につきましても、これまで様々な支援をしてまいりました。

その中でも、女子生徒の受入れというのが非常に大きな問題となっていたことから、今回の改修に至っております。

女子生徒の入寮の見込みでありますけれども、今年の3月末に、管内の方だったと思いますが、令和5年度の入学を希望されている女子生徒2名から寮があるのかと美幌高校に問合せがありました。

また、今年度入学した女子生徒のうち2名がもともと入寮を希望していましたが、寮がないということから町内下宿に入居しております。

その2名の方につきましても、今後、改修がなされた際には、保護者ともよく協議、相談した中で、恐らく入寮希望をしてくるのではないかと考えております。

さらに、昨年度から実施しております地

域みらい留学が非常に好評でありまして、今年度も継続して実施しております。

その中で、オープンスクールも実施しておりまして、こちらに来校された方の中で道外の方1名、札幌市の方1名、この2名の女子の方が来年度入学を希望、そして、入寮を希望していると聞いております。

3点目の寮母の関係でありますけれども、やはり宿直、日直業務というのありまして、基本的には美幌高校の教員の方が宿直ということで対応しております。

今までは男性教員ばかりだったと思いますが、今後につきましては、女子生徒も入るといことありますので、その辺りは美幌高校にも協議しております。

高校の中で、男性だけがいいのか、また、女性教員にもこの宿直業務についてもらうのか、十分相談していくと思っております。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 現在、2名が下宿されているということで、先ほどのお答えでは確認されていないように受け止めたのですけれど、確認をとって寮ができたなら入るよという動きになっているのか。

先ほど、多分入るだろうと臆測で物を言っていましたけれど。

それから、来年度、1名は入ってくる可能性はあるということですが、ここ二、三年はいいかもしれませんが、前のように入寮者が少ないから町から補助金を出して、何とか寮を持たせようと二、三年続けてやっていましたよね。

そういうことに将来的になってくるのではないですかと言いたいです。

だから、ここ二、三年はいいかもしれませんが、将来的に見て、本当に600万円をかけて女子寮にする需要はきちんと保てるのですか、その辺の見積りをしっかりと立てたのですかということ再度お聞きしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田敏明君） 今後の見通しということでありませけれども、昨年度から実施しております地域みらい留学はかなり効果がありまして、昨年度、また、今年度も女子生徒も入寮されていくのではないかと考えております。

この地域みらい留学をきっかけに、今後も継続実施できる期間は継続していただきまして、学校募集を高校としてもやっていくと考えております。

今、下宿に入居されている女子生徒でありますけれども、必ず入寮するということまではまだ確認しておりません。

やはり、改修した姿を見て、本当に入りたいとなっていくのではないかと考えております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） まず、45ページの辺地対策費の地域公共交通活性化協議会負担金の中で、先ほど共通回数券を発行するというお話でしたけれども、回数券の内容だとか、発行数がどのくらい印刷をなされるか。

次に、49ページの予防接種事業費のところ、今回、コールセンターの関係も出ておりますが、昨年もコールセンターの関係で対応にいろいろ問題があったとお聞きしています。

新年度で新しいコールセンターになって、実際に住民の皆さんからそういう苦情とか、多分ないのだろうと思っておりますけれども、そういう状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

続いて、53ページの商工業振興費の中の起業家支援事業補助金、今年申請のあった補助した実績で、どういう業種の方に助成しているのか、その内容をお聞かせください。

それと、今回の補正の中で電気料が高騰

して、かなり上がっていると思いますが、今回の補正後でどの程度の電気料になっていて、施設数が何か所で、幾ら増えたのか。

その全体像が分かるように、当初比との中で御説明いただきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） 先ほどの回数券の関係でございます。

内容につきましては、150円券12枚つづりを1,500円で販売するというのが、一般の方向けの回数券でございます。

もう一つ、150円券を10枚つづりで1,000円で販売するというのが、中学生・高校生向けの回数券となっております。

印刷枚数につきましては、全部合わせまして1,000冊程度を予定してございます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

コールセンターにおける電話がつながりにくいとの御質問でございますが、御承知のとおり、昨年の1回目、2回目については、相当つながらないという苦情が殺到したのが事実でございます。

どうしてもスタートするときにはつながりにくいというケースも相当あると思っております。

その後、依頼業者が変わったというもございまして、有料回線を3回線増設し、来庁者を役場で受けるなど、そういういろいろな選択肢を増やすことによって、3回目、4回目実施の予約に当たり、1回目、2回目よりは相当数減っているというのが現状でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 起業家支



援事業補助金の新規の業種につきまして、令和4年度は飲食業と小売業の2件を交付決定してございますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 差し支えなければ、飲食業の店と小売業とはどのような業種でどのような店なのか、御説明いただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 飲食業につきましては、ラーメン店でござひます。

もう1件が、肉と魚を扱う小売店となっております。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） ラーメン店は分かりました。うちのそばなのだろうと思ひます。

もう一つは、別に秘密ではないと思ひますので、具体的にどこのお店なのか言ってください。

私もラーメン店は想像できました。

私の町内会にあると思ひますのでもう1件のほうを。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 小売店は、会社がまだ成立されていなくて、このあと法人登記をされますので、その法人登記も補助対象経費になるということで、交付決定をさせていただきます、今回の2件のうちに入っております。

具体的には、新町の空き店舗を御利用して、これから開店していきたいということでござひます。

予定では、10月には開店したいということでお聞きしてございますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 総務課長。

○総務課長（齊藤浩司君） 電気料総体の

御質問ということで、総務課で契約しておりますので、御説明いたします。

まず、施設からですが、補正予算の中でそれぞれ分かれておりますので、丁寧に御説明いたします。

小中学校5校、コミュニティーセンター、みらい農業センター、図書館、マナビティーセンター、町民会館、柏ヶ丘運動公園、リリー山スキー場、廃棄物処理場、下水道終末処理場、給食センターの15施設となります。

この15施設の当初予算の合計ですが、1億127万3,000円でございます。

これが、今回、総額で1億6,603万3,000円ということで、増額合計が6,476万円でございます。

以上、御説明いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 前提は分かりました。

それで、これは6割ぐらい予算が増えていくということで、町にとってもすごい増額で大変だと思うのです。

今回、財源内訳を見ていませんけれども、これは基金か何かで、一般財源で全部充当されたのか。

それと、今回の燃料高騰というのは美幌に限らず、日本全国でコロナ対策の交付金をはじめ、相当やっていますが、自治体における公共施設の電気料のコスト増というのは、当初見ていた普通交付税上の単位費用から相当な負担増に当然なるということです。

今後の話ですが、本来は交付税の単位費用の中に入るべきものですがけれども、途中での高騰ということですから、特別交付税とか、そういった部分での財政的な要望をきちんと国に求めていくという考え方があれば、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 電気料の値上げにつきまして、財源措置の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられるとおり、財源の確保ということであれば、可能性として特別交付税措置がされるかどうかということかと思えます。

現在のところは、はっきりとした情報を得ていない状況でありまして、今のところは全て一般財源で賄うという形で予算計上をさせていただいております。

令和3年度に燃料価格の高騰があった際には、灯油の増加分が特別交付税の特殊財政需要額の経費に算入できるということで、そういった措置をさせてもらっていませんが、そのときは電気、ガスについては対象外となっていたところであります。

今年度については、まだ情報が入っていないのですけれども、引き続き注視していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 49ページの母子保健事業費、特定不妊治療費支援金200万円のことでございます。

これは、医療保険の対象になるということから、保険の対象でも本人負担が生ずることになった分を町が負担するという御説明ですが、従来は保険対象外だったので、道と町とが負担をして、特定不妊治療を進めていこうという中身だったのですよね。

今回の措置で、町は積極的に負担を軽減しようということなのですが、このまま見ますと、北海道は撤退したように見えるのですが、この部分について御説明いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

現在、昨年度まで実施しておりました不

妊治療につきましては、国、道、令和4年度1回限りで継続となっているのが現状でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 瞬間的にちょっと頭が回りませんでした。

1年限りの措置は、今後継続されるということはないのですね。

措置されていたのは単年度限りで、過去の話であるということで、今後はないということですか。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 申し訳ございません。

経過措置といたしまして、令和4年3月31日までに開始をし、4月以降に続いた場合につき、1回限り助成の対象とするとなっておりますので、今のところ令和4年度限りということで認識しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 令和4年の1年間の時限措置が約束はされている。

それ以降については、不明であると考えたほうがいいのかと思っておりますが、せっかく町としても大事な事業だと思いますし、これからも道として支援を当然行うべき中身だろうと私は思います。

そういう点で、今は見通しが無いという状況ですが、今後の実現に向けて、ぜひ負担を求めていくということを引き続き行っていただきたいということだけ申し上げておきます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 大きく1点だけ。

先ほど上杉さんが質問したとおり、美幌

町の施設等に対する電気料の値上げの補正について、この流れの中から確認をとりたくて質問をします。

まず、今回、ワタミエナジーとの交渉の中でということなのですけれど、昨年11月にワタミエナジーとの協定を結んで、この春、6月にも値上げ交渉に応じた。

このときは6月議会前であって、既に今の金額までこの時期に達することが予想されたのかなと思うのですが、値上げ交渉をしたときに3倍になったということなぜ6月議会で議会側に説明する余地がなかったのかなというのが1点目。

次に、今回、ワタミエナジー及び他の新電力との交渉にこれから入るかと思えますけれど、たまたま聞き置いた中では、ワタミエナジーとの協定契約の15条で「変動があったときには協議する」となっています。

いろいろな新電力の会社の中では、市場連動型もしくは固定型、上限設定型があり、JEPXの契約は市場連動で変動ですが、新電力は選べるはずなのです。

美幌町は、先ほど言ったワタミエナジーとは、この三つのどの契約を結んでいたのかが分からないので、委員会でもなかなか質問がしづらかったのです。

この契約において、上限のない市場連動型を選んだのか、上限設定だったのか、ここが1番肝腎な契約かなというのが2点目。

さらに、これだけ3月議会においていろいろな予算を決めて、基金も含めて、議会の決議があった中で、6月以降に値上げをするよということで、今回、急遽6,000万円のお金を使うと。

これは、繰り返しがありますから財政調整基金を使うのかなと。

それであっても、美幌町にとっていきなり電気料が高騰したから6,000万円使えますよと。

であれば、3月議会までにいろいろな部

局、いろいろな係、そして、我々も含めて、先ほどの補助金、この制度はお金どうだ、コロナ対策でもっとお金はでないのかと。

ところが、それもぎりぎりの中で、国からの予算の中で、美幌町の財源の中で頑張りますよと何度も言っていて、今回、いきなり6,000万円も上がるから仕方ないとなるのかなと。

3月予算から見て高騰したおかげで、基金も含めてこれだけの一般財源を使うことになったと、町長がきちんと美幌町民に対して説明すべきかなと僕は思うので、その辺の考え方についてが3点目。

最後、この新電力との契約行為そのものが、委員会での聞き置きの中で説明を受けているのは、来年の春になれば、再度、北電も含めて定額もしくは上がらない先に変更する予定も考えたいと言っていますけれど、それを言うのであれば、もう既に北電との事前交渉をすべき時期かなと。

5か月間の選ぶ先についても、また入札行為で高いのか、安いのか、総体どうなのか。

そして、ワタミエナジーにつきましても、今回、5倍の金額の提示が来ていますけれど、私の知る限りでは、今現在新電力でここまで値上げする会社は出てこない。

ですから、今、総務部から説明があった一部の中で、令和3年11月は基本料金が561円、令和4年6月に1,600円、そして、11月以降は5,142円に上がる可能性がある。

これは可能性ですから。

であれば、ほかの電力と比較してどうなのか、そして、ワタミエナジーがこれだけ上げるのであれば、本当にこの根拠はどこにあるのか。

JEPXの市場連動については、それはワタミと取引会社の話ですけれど、ワタミと美幌町の間での契約内容において、先ほど言った市場連動型なのか、上限値なのかも

分からないので、その辺をもう1回詳しく説明してもらいたい。

○議長（大原 昇君） 総務課長。

○総務課長（齊藤浩司君） まず、1点目の今回の値上げ状況の背景ですが、昨年11月から今年10月までの1年間で契約しておりました。

契約の内容につきましては、2番目の答弁になりますけれども、単価契約でございます。

電気料を占めます基本料金と電力量料金、この単価を1キロワット、また、施設ごとの大きさによって、15施設ごとの単価契約でございます。

ですので、実際に施設で使用した電気料が毎月請求されます。

その中には、燃料費調整額というものと再エネ交付金というものが含まれて、請求が来ます。

これが大前提でございます。

実は、2月と3月にワタミを通じて、この電力価格の元売りのJEPXが上がっている情報が入ったことを含めて、市場が急激に上がってきています。

その後、2月後半にロシアの侵攻等があって、価格が上昇する話がありますが、実際に北電の定額価格は今現在変わっていません。

6月の時点での変更契約の段階で、その総額の増額分は約15施設で600万円ほどと試算しております。

これは、そのときに比較した北電の単価より安かったので、変更契約をお受けしました。

その段階では予算は足りていましたし、当初の見込みがまだ分からない状況でしたので、6月の段階の予算が足りている時期では落ち着くのではないかとあって、基本料金等は北電等の価格を注視していました。

なぜかといいますと、新電力は燃料費調整額とかに北電単価が使われます。

その価格についてはまだ上昇していないので、この年度はいけると6月では判断しました。

実際に長引く原油価格の高騰を踏まえた取引、燃料費調整額が市場の予想以上に伸びています。

実は3月、4月の時点の燃料費調整額というのは通常1円程度ですが、9月現在で6円54銭まで増加しています。

約5倍にはね上がっています。

これは何を意味するかといいますと、通常の公共施設の基本料金並に燃料費調整額が増えています。

これは、北電、新電力を選んでも全く同額でございますが、今回の6,400万円の増額のうち、実に燃料費調整額が5,000万円ほど占めており、これが1番大きな増額の要因です。

15施設あるので、それぞれ分析するのは大変だったのですが、それぞれ細分化して検討しますと、この秋になって燃料費調整額が急激に増額してきた。

これから入札等に臨みますので、今回、現契約者であるワタミに新たな契約を結ぶに当たっての参考見積りをいただいた段階で、今後、3月までの間にこれほど増加するという見込みを聞き、この情報を踏まえて予算査定をして、9月の定例会に上げさせていただいたという経過でございます。

契約については春ということで考えていて、もう北電としたらいいのではないかと、これはおっしゃるとおりで、今、全道の市町村または事業所の約40%以上が新電力から北電に戻りたいというニュースがございます。

その中で先日、北電の藤井社長が12月末から1月には新規契約の再開の協議に応じ、春先の4月には新契約を結びたいという情報があります。

もちろん、ワタミとか、新電力に特化したわけではないですが、北電も含めて1番安価になる方法を確認するために、

予想ですけれども、4月時点では北電が1番安価になるのではないかとということで、今回は5か月間の契約で3月までいきたいということでございます。

以上、御答弁しましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 3点目のこういう状態に至る部分については、町長がきちんと説明すべきではないかというお話でありますけれども、もともとこういう形というのは、電力の自由化になったことは皆さん御存じだと思うのです。

今までは、大手電力会社10社というところがあって、そこが全部契約をしていたのです。

それは、国の施策の中でやっていたことであって、その中で自由化になって、必ず入札をやるということなのです。

ですから、その入札をやったときに、当然、北海道電力も入りますし、新電力会社も入った中で1番安いところで契約するということが一つの流れでありますので、たまたま今回指摘されるワタミという電力会社と契約しているということなのです。

それで、今回のような形になると逆に、九州では新電力会社がばったしてしまい、契約ができないという例が出ているのです。

特定の名前を出して申し訳ないのですけれども、近くでは東海村についても困っている。

それは、国が最低限保障する体制をつくっているのですから、結果的に全部電力が供給されるのですけれども、どのような金額になるかという部分のフォローはまた別の話かなと思っています。

結果から言うと、今のこの流れについての状況を私だけではなくて、国もしっかり説明をすべきだと私は思っています。

美幌町だけが特別そうになっているというのであれば、私は説明しますけれども、これ

から多分、大手に対する集約がまた元に戻りつつあると私は思っています。

ですから、資本力のある大きなところ、今の市場制度というか、先ほど言っておりますけれども、日本卸電力取引所というマーケットがあって、そこから皆さんが買っている。

実は、今まで供給していた大手10社に電力を供給して、それをあえてまた買っているという流れが今後どうなっていくかというのであれば、これだけ燃料が高騰していく部分については、もう根本的に崩れつつあるのかなと思っています。

いろいろなことを御指摘されて、納得する部分もあるのですけれども、今の国の制度の流れから私どもは今回補正をさせていただいて、これから北電と一対一でできるかということ、そういう仕組みにもなっていないので、最終的には入札をして、その中でやらざるを得ないということなのです。

そのような中で高騰だということの御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 先ほど課長からの回答の中で、今後、北電との交渉についても十分にやりたいという部分については、よく理解できました。

ただ、総量の中でどうなるかというのは、今後何があるか分からないということは分かります。

美幌町も新電力を通じてこれだけの金額になる、国の電気の政策も含めて、いろいろなことがあるというのは分かります。

でも、今までの議会、今回の予算も含めて、我が町の電力については、今後見込みが高くなるので上げますよと。

でも、昨日、おとといの一般質問の中でも、いろいろな部分で多くの町民に対しての支援金を予定してない。

我が町はかかるから、財政調整基金を崩してでも6,000万円用意しますと。

だから、我が町については運営資金があるので、それを崩してでも対応できますと。

でも、これから冬にかけて燃料高騰もしくは光熱費が上がる、これについてはそうはならないと。

我が町の運営だけは財政でカバーされる。

お金は天から降ってくるのではなくて、みんなの血税かなと思うのです。

ですから、私はどのようなことがあろうが、この金額をこれだけ上げることは、行政がしっかりと町民に説明するべきということで僕は町長に言ったままで、経過だとか、国の考えはないのですよ。

これだけ上がってしまって、多くのお金を支出することになったと、説明はこれだけでもいいと思うのです。

そこをしっかりとすべきが開かれた行政の説明かなと思っています。

それをもう1回町長にお尋ねしたい。

それと、町長の言葉の中に出てきた入札行為のことで、どうしても引っかかるのですけれども、美幌町の入札規程の中で全量入札なのか、どういう契約なのか分からないが、たしか金額を超えた場合に入札するのが美幌町なのですけれども、この電力の場合、これは、美幌町の議会に上げるべき案件でない、でも、入札行為という言葉は使えと。

では、この入札行為というのがどのような判断でもって美幌町は考えているのか。

これは事務的なことなのですけれどもお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 私の捉え方ですが、今回の電気料が上がることに對して、町民の方々の支援もしないで、なぜ公共だけが上がることに對して説明をしないのだという話をすれば、今回、補正予算でこのように計上させていただくということが町としての説明であって、その一つ一つを町

長が全てこうなります、こうなりますということについて、そこまでは考えておりません。

それと、公共に対する電気をなぜここまでお話をして補正させていただくかという、逆に言うと、個々を助けるために行政という役場を停止させるとか、それから極端な話、電気料を払えないから全部の施設を止めますということが、町民はそれでいいという判断をしないと私は思います。

やはり、公共と、それから町民の方々の対比ではなくて、行政として公共をきちんとする必要があるから、当然、国からそういうお金も出ますし、それに対する維持をすべきだと思っています。

また、入札行為でありますけれど、入札行為というよりも自由にここに参加してくださいという形の進み方、多分、事務的な話でされると思いますけれど、基本的にはそういうやり方をどこの町村もやっていると理解しています。

当時の町長が、電力が自由化になったときに、本来ならばどことというのは、従来の大手10社、北海道では北海道電力と契約をずっとしてきたいとしても、今の新電力の国の進め方からいけば、従来の電力会社も入れて、全て希望するところを入札の対象にするということをやっているのではないかなと私は理解しております。

○議長（大原 昇君） 総務課長。

○総務課長（齊藤浩司君） ただいまの入札等の御質問だと思いますけれども、それぞれの施設の基本料金及び使用電力量の単価契約ということで、総額で契約しているわけではございませんので、入札後の議会報告等は必要ないものと理解しております。

よろしくお願いいいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今の入札行為については、十分分かりました。

ただ、言えるのは、総量が決まっている入札ですから、私は、これは総量の入札の意味合いがあるかなと思って、いまだにそれは拭えません。

今、1回目に町長に確認をとった町民の説明の部分ですが、施設ごとの説明で十分だと言いましたけれど、6,000万円という大きな金額であるから説明したほうが私はいいのかなと、すべきだという考えです。

でも、合計が6,000万円ですよ。

私は、この6,000万円という金額の大きさ、事の重大さを電気料金が上がる可能性がありますよということも含めて、我が町はこのような状態、最大6,000万円になる可能性があるよと、多くの町民にきちんと説明してもいいのではないかなという気持ちで言っています。

町長、それは無理なのでしょう。

○議長(大原 昇君) 町長。

○町長(平野浩司君) 私としては、そこまでは考えておりません。

○議長(大原 昇君) ほかに質疑ありませんか。

10番古館繁夫さん。

○10番(古館繁夫君) 53ページ、貨物運送事業法の車を持っていらっしゃる方々に、燃料高騰ということで支援をする。

委員会でも御説明をいただいたのですが、この場でもう少しお話を伺いたくて、質疑をしたいということでもあります。

美幌町内には、古くから緑ナンバーで、大きな車で経済を支えている事業所が幾つもあります。

それから、全国展開されている方で、緑ナンバーを所有して、お仕事をされている方もいらっしゃいます。

先ほど、説明の中で、たしか280数台というお話をされたと記憶していますが、ちょっとぴんとこなかったのが、全国展開されている事業所で美幌に拠点を置いている

ところ、その辺は車が何台美幌にあるのか、または、たまたま農産物の輸送で美幌に置いてあるのだということだとか、いろいろあるのだと思うのです。

この場では余り固有名詞というか、事業者のことを言わないほうがいいと思うのですけれども、農産物を主に運んでいる鈴与というトレーラーをたくさん持っていらっしゃる方が、美幌に農産物をたくさん運んでいます。

あそこはこれが適用になるのかなとか、いろいろと知っているのですが、280数台という根拠だとか、何かそういうものがあれば、分かる限り教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長(大原 昇君) 商工観光課長。

○商工観光課長(影山俊幸君) ただいまの御質問ですけれども、282台の根拠でございますが、こちらにつきましては、車両総重量5トン以上または最大積載量3トン以上といたしまして、総務部長からもお話がありましたけれども、こちらを大型自動車、中型自動車と呼ばせていただきまして、282台としてございます。

先ほど御質問の全国展開されている企業ということで、おっしゃられているのは、大企業が支援対象になるかどうかということかなと思いますけれども、こちらは中小企業だけではなくて、大企業も対象とさせていただくということで、企業規模による比較、対象にする、しないということは考えてございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

また、282台の積算でありますけれども、北見地区トラック協会に登録されている会員及び車両数を参考とさせていただいておりまして、緑ナンバーで事業展開されている方々につきましては、陸運になりますけれども、車検証で登録をされていまして、例えば、その車検証の使用者の所在地が美幌町になっている場合は、そのトラッ

クについては登録になりますということになってございます。

ですので、例えば、リースで使われているトラックにつきましては、所有者がリース会社、使用者の所在地は町内ということになりますので、そういったものも対象になるということで考えてございます。

また、北見地区トラック協会は、今現在、法人18社ということでございますが、会員になるか、ならないかは当然任意のことでございますけれども、協会の御協力によりまして、美幌町内の非会員の方も2社いらっしゃるということも確認してございますので、こちらの台数もカウントしてございます。

また、会員、非会員だけでなく、台数についてももしかすると流動的なものがあるかもしれないということで、予備としまして1割程度の30台をカウントし、車両総重量5トン未満または最大積載量3トン未満の分の台数も含めまして、合計313台とカウントさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 私は、2点について質問をしたいと思います。

1点目、45ページの企画費、移住相談等環境構築業務委託料1,756万7,000円について、先ほど総務部長から説明がありましたけれども、委託料の増額の内容をもう少し詳細に御説明をお願いしたいと思います。

なぜ、今回、このように補正することになったのか、あるいは当初予算ではこういう対応ができなかったのか伺います。

2点目、53ページ、先ほど木村議員からもありましたけれども、貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金1,205万5,000円についてであります。

繰り返しになりますけれども、先ほどの課長の御答弁の中で、なぜ、軽自動車

が当にならなかったのか。

私も聞いていて、事業者支援金があるとか、あるいは価格の高騰に影響が大きいところに対策を講じたということではありますが、例えば、このような燃料価格の高騰、道とか、国とか、私は調べませんでしたけれども、そういった運送業に対してやる場合に、運送業をやられている軽自動車だけを対象外にしているのかどうか。

もう一度言いますけれども、国、道の状況となぜ軽自動車だけが外されたのか、説明をお願いしたいと思います。

以上、2点お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 政策課長。

○政策課長（沖崎寿和君） 馬場議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、移住相談等環境構築業務委託料1,756万7,000円の増額ということでございます。

こちらの業務委託料につきましては、ハード的な整備とソフト的な業務の内容を複合して委託ということになってございます。

今回、ハード整備の部分につきましては、物価の高騰及びユニバーサルデザインへの対応ということで増額となります。

ユニバーサルデザインにつきましては、多機能トイレなどの整備あるいはスロープ等につきまして整備するというものでございます。

物価高騰につきましては、一般財団法人建設物価調査会で公表している指数で、建設資材の物価指数というものがおります。

そちらは、建設工事に使用される直接資材の物価変動の観察ですとか、分析、そういったものに使われる指数となっております。こちらが令和4年度予算編成時、令和3年11月時点の数値としては130.5で、委託契約を締結しました令和4年6月時点では139.6となっております。

半年間で9.1ポイント、率にしますと約7%上昇しております。



そして、施設改修費8,800万円の7%ということになりますと、約600万円の増額が見込まれるということになります。

今年の5月にプロポーザル審査を行ったのですけれども、その時点では当初予算に計上していた相当見合い分の工事等ができなかった部分もありまして、増額となった分を圧縮している部分が工事の中にありますので、その分で補正予算を組ませていただきまして、設計変更等により、今後、発注をかけていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 今の課長の答弁の中で、物価高騰については600万円ほどあるということで、今回の増額の理由の一つになるかと思えます。

ただ、多機能トイレとか、スロープとか、外構工事について、何か事業の圧縮をされたから当初予算に計上しないでやったと聞こえたのですけれども、なぜ、多機能トイレとか、スロープなどが今回造成されたのか。

あるいは、総務部長の説明の中で、ソフト業務についても今回入られているということで、テレワークの現地説明会あるいは参加企業に対する個別支援、広告宣伝も入られていることなのですからけれども、なぜ、今回このようなことになったのか、詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁を申し上げます。

議員から御指摘のとおり、今回、1,700万ほどの補正ということで、かなり大型の補正予算なのですけれども、本事業につきましては、プロポーザル方式を採用して、事業者からの提案を募った上で、施設の改修整備を行うということで進めている

ところでございます。

旧休憩施設すずらんについては、かなり入り口から高さもありますので、ユニバーサルデザインを取り入れた施設改修はなかなか難しいのではないかとということで、当初、事業提案を募る際には、そういった考えは持っておりませんでした。

ただ、今回、事業者からは、やはりこれからの時代は様々な方が利用できる環境を整えるべきだということで、ただし、その分は当初見ておりませんでしたので、数百万円の負担増にはなりますけれども、そういった改修が望ましいのではないかとという提案をいただいたところでございます。

内部でもいろいろ検討を重ねて、確かに負担増にはなるのですけれども、やはり長い間使う施設、そして、テレワーク機能を保有し、多くの皆さんに利用いただくためにはユニバーサルデザインに対応した施設にしたいというのが大きく1点です。

それから、外構について、実は最小限の外構しか見ておりませんでした。

ただ、こちらも施設を改修しても、アプローチ、見映えとは言いませんが、あそこは少し上りにもなっておりますので、そこも手を加えて、利用される方が入りやすいような環境を整えたほうがいいのだろうということで、今回、増額をお願いしたいと思っております。

さらに、ソフト事業についても、事業提案をいただいた中で、その事業効果を高めるために提案を募った上で、当初から追加で補正もあり得るのだということで考えていたところでございます。

なお、先ほど私、提案説明で触れたのですけれども、こちらの経費については、北海道の地域づくり総合交付金を活用できるのではないかとということで、今、北海道と協議を進めてございます。

まだ承認されているわけではございませんが、そちらで財源確保がかなうならば、時期をみて補正予算を計上し、財源を振り

替えたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） 貨物運送事業燃料費価格高騰対策でございますけれども、木村議員の御質問の答弁と繰り返になります、軽自動車なぜ該当にならないかということでございます。

今回、小さいほうの支援金額というのが2万5,000円でございますけれども、こちらの基準額としましては、北海道の地域公共交通の臨時給付金のタクシーの車両維持費の金額を参考とさせていただいております。

そちらの金額を基にしまして積算をさせていただきますが、実際、普通自動車もしくは軽自動車の貨物ということで、この範囲の中で1年間、燃料高の部分については補填できるのではないかなということで積算し、こちらを参考とさせていただいております。

今回の部分につきまして、3台という町内の事業者、その中の7万5,000円で、10万円の事業者支援金の範囲の中で収まるのではないかなということで、繰り返しであります、答弁とさせていただきます。

また、影響が大きいか、大きくないかということでございますけれども、やはりどの事業者さんも御苦労されて、事業をされていると思えますが、今回はその事業の支援金の範囲の中で、何とか影響を受け止めていただければと考えてございます。

北海道とか、国とかの支援金ということの部分でございますけれども、今、開会中ではございますが、北海道の議会で提案されておりますのが、報道によるものと北海道のホームページによるものがございまして、運送事業者臨時支援事業費ということで提案されてございます。

その中で、営業用貨物自動車、これはトラックなどということで、車両1社1台当

たり2万7,000円、それから被けん引車、トレーラーは1台1万1,000円ということで提案をしていると伺ってございます。

国につきましては、国の地方創生臨時交付金などを自治体に交付している、その中で活用して対策を講じてほしいという通知が、全国トラック協会に出されているということをお伺いしております。

よろしく申し上げます。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 全体の部分についてではなくて、もう一度確認しますけれども、後段の国とか、道とか、道議会で今、提案されているということなのですが、そういう対策の中には、運送業の軽自動車は除かれているのかどうかということをお尋ねしています。

国についても、このような燃料価格高騰対策の中で、軽自動車だけを対象外にしているのかどうか、その点が分かれば教えてくださいたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） その内訳についてはまだ情報がおりにきておりませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） こちらは新聞報道でありますけれども、ただいま開会中の定例道議会に対して提案するという内容につきましては、車両の維持費としましてトラック1台2万7,000円、トレーラー1台1万1,000円を補助するというので、軽自動車の記載はございませんので、恐らく軽自動車は除かれているものと私どもは解釈しております。

以上です。

○議長（大原 昇君） 13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君） 分かりました。やはり、今回の1番の目的は、先ほど木

村議員からもありましたけれども、燃料価格の高騰によって、事業者が大変な状況になっていると。

中小企業の方が本当に困っている中で、小さいけれども本当に困っている人ほど助けるべきだと私は思います。

今後、こういったことも検討というか、これ以上になると一般質問になりますから止めますけれど、やはり入れるべきだと私は考えてございます。

これで終わります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 私からは、51ページ、牧野管理運営事業費の増、修繕料。

陥没した原因が雨水ということだったのですけれど、この修繕の中に排水ますとかの計画がないのか、お伺いします。

それと、55ページ、教育振興事業費の増、美幌高等学校報徳寮改修工事。

道教委がこの改修のことでお金を出さないと何度も何度も言っていたのですけれども、今回の改修という部分でいくと、コロナ対策の事業費補助金というのが使えるのではないかと思うのですが、道教委に対して、このコロナ対策のお金が使えないのかという提案をしなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） 牧野管理運営事業費修繕料495万円についてお答えさせていただきます。

修繕内容につきましては、美幌峠牧場管理用道路2か所が7月の降雨、経年劣化により陥没したことから、修繕工事を行うものとなっております。

1か所目の修繕面積は770平米、2か所目が255平米となっております。

修繕内容といたしましては、陥没した部分に砂利を入れた後、アスファルト舗装する予定となっております。

排水ますについては特に予定しておりません。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 以前も法面が崩れたときに排水ますの話、違うところなのかもしれませんが、雨水ますとかというのをつけないと何度も何度も陥没したり、崩れたりという状況が生まれると思うので、今後、このような陥没箇所というのは、いろいろな影響があると思うので、雨水ますとかをつけるべきだと思うのですけれども、その辺の考えについてよろしく願いします。

○議長（大原 昇君） 農林政策課長。

○農林政策課長（橋本 勝君） 今後、費用面とかを考慮しながら、検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田敏明君） 報徳寮の改修に当たる財源についてでありますけれども、今回、改修に当たりまして600万円という金額がかかりますので、一般財源ではなく、別の手立てがないかということで、我々もいろいろ探したところであります。

その中の一つとして、コロナ対策というのがありましたけれども、今までメニューですとか、事例とかを見た中で、該当は難しいのではないかということで、全て一般財源で対応させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 私、3月にも公立学校の整備事業費について、一般質問をしたと思うのですけれども、この検討は3月時点ではなかったのか。

答弁ではなかったという話は聞いたので

すけれども、多分寮でもこれは使えると思うのですが、その辺の検討がなかったのか、お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田敏明君） 議員おっしゃる補助金につきまして、基本的には町の持ち物でないということがありますので、難しい問題だと思っております。

○議長（大原 昇君） 2番藤原公一さん。

○2番（藤原公一君） 当然、町のものではないのは分かっています。

美幌町からの持ち出しではなく、このような公共事業のお金が使えるのではないですかと道教委に提案するというのも一つの方法ではないかなと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田敏明君） 今後におきましても、このような改修等がまた出てくることもないとは思っておりますので、様々な観点から補助金等を探っていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第50号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、14時といたします。

午後0時47分 休憩

---

午後2時00分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第10 議案第51号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第51号令和4年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

説明員は、これから着席のまま説明することを許しますので、着席のまま行ってください。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の59ページになります。

議案第51号令和4年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

令和4年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ881万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,342万4,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書68、69ページをお開き願います。

3、歳出。

3款国民健康保険事業費納付金及び4款保健事業費につきましては、財源調整でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金881万5,000円の増額につきましては、前年度、令和3年度療養給付費等の確定に伴う返還金ございまして、前年度に交付されておりました国、道からの交付金等について、例年同様、事業費確定後に精

算を行うもので、診察や薬剤などの療養給付金に対する保険給付費等普通交付金等について、実績に伴い返還するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、66、67ページにお戻り願います。

〔「説明省略」と発言する者あり〕

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第51号令和4年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第52号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第52号令和4年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案書71ページでございます。

議案第52号令和4年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、過年度国庫負担金等の確定に伴う返還金の補正でございます。

令和4年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,397万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,222万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、80ページ、81ページをお開き願います。

3、歳出。

2款保険給付費、1項、2目施設介護サービス給付費につきましては、財源調整でございます。

その下、5款諸支出金、1項2目償還金1,397万6,000円の増につきましては、令和3年度介護給付費負担金及び交付金等の確定に伴う返還金でございます。

次に、歳入につきまして御説明いたします。（「説明省略」と発言する者あり）

以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第52号令和4年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第12 議案第53号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第53号令和4年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題と

します。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の83ページをお開き願います。

議案第53号令和4年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和4年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、下水終末処理場における電気料の増加に伴う補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,077万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,243万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、92、93ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、1項、2目維持管理費、光熱水費1,077万9,000円の増につきましては、終末処理場電気料の単価増による増額補正であります。

その下、2款、1項公債費、1目元金及び2目利子につきましては、財源調整であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、90、91ページをお開き願います。

（「説明省略」と発言する者あり）

以上で、説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 需用費の光熱水費、当初予算額が幾らだったのかを教えてください。

○議長（大原 昇君） 上下水道課長。

○上下水道課長（石山隆信君） 御答弁申し上げます。

当初予算額につきましては、3,305万5,000円でございます。

補正後の金額につきましては、4,383万4,000円となったことから、補正額1,077万9,000円になったものでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第53号令和4年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第54号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第54号令和4年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案の95ページをお開き願います。

議案第54号令和4年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、救急搬送される脳卒中等の脳血管疾患の疑いがある患者様に対するより迅速な対応が可能となるよう、遠隔地の専門医による遠隔画像診断システムを導入するために必要な経費と、

その財源として、企業債及び北海道の遠隔医療促進事業補助金の収入について、補正を行おうとするものでございます。

第1条、令和4年度美幌町の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条の業務の予定量の補正につきましては、主要な建設改良事業として、遠隔画像診断システムに必要なゲートウェイサーバーの購入費271万7,000円を追加するものであります。

第3条の収益的支出の補正。

58万3,000円の増額につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

第4条の資本的収入及び支出の補正につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を7,214万6,000円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補う補正を行うものであります。

補正の内容につきましては、後ほど実施計画書及び説明書で御説明を申し上げます。

次に、97ページをお開き願います。

第5条の企業債の補正につきましては、今回の遠隔画像診断システム購入費用の財源を企業債に求めようとするもので、起債限度額を170万円増額し、3,310万円にしようとするものであります。

次に、98、99ページをお開き願います。

資本的支出の補正であります。

医業費用、材料費の医療消耗備品費、診療用消耗備品5万5,000円の増は、遠隔画像診断システムを運用するために必要な医療関係者間コミュニケーションアプリJoinのモバイル端末として、タブレット端末1台の購入費用を計上するものであります。

経費の手数料、医療関係者間コミュニケーションアプリ利用料52万8,000円は、遠隔画像診断システムの運用アプリケ

ーションJoinの利用料として、月額8万8,000円の6か月分を計上するものであります。

次に、100、101ページをお開き願います。

資本的収入の補正であります。

企業債の補正は、今回の遠隔画像診断システムに必要な備品購入の財源の一部を企業債に求めるもので、270万円増額するものであります。

道補助金、遠隔医療促進事業、設備整備補助金100万円は、今回の遠隔画像診断システムに必要な備品購入に対する北海道からの補助金を計上するもので、補助率は2分の1以内、上限額は100万円であります。

次に、102、103ページをお開き願います。

資本的支出の補正であります。

建設改良費の有形固定資産購入費、器械及び備品購入費271万7,000円は、救急搬送される脳卒中等の脳血管疾患の疑いのある患者に、的確で、より迅速な対応を行うことにより、患者様の生命を守り、治療後の生活の質の低下を防ぐことを目的として、遠隔地の専門医が在籍する北見赤十字病院脳神経外科とリアルタイムにCTやMRI画像を共有し、医師対医師のコンサルティングを行うための遠隔診断システムのゲートウェイサーバー一式を導入するための費用を計上するものであります。

以上、御説明いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 99ページ、先ほど説明があった医療機関関係者間コミュニケーションアプリというのは、今、お話のありました遠隔診断をするのに、町立病院の先生と日赤の先生とがそのアプリを通じて、画像を見たりしながら会話できると

いうシステムということによろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの質問にお答えいたします。

LINEというコミュニケーションアプリが存在していると思うのですが、イメージといたしましては、画像を踏まえて、医者と医者の間でやりとりをするというものになるかと思えます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第54号令和4年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 認定第1号から

#### 日程第19 認定第6号まで

○議長（大原 昇君） 日程第14 認定第1号令和3年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第15 認定第2号令和3年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16 認定第3号令和3年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17 認定第4号令和3年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18 認定第5号令和3年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19 認定第6号令和3年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件を一括議題と

いたします。

お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号令和3年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定から認定第6号令和3年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定までについては、6人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計等決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、2番藤原公一さん、4番高橋秀明さん、5番木村利昭さん、6番伊藤伸司さん、9番稲垣淳一さん、12番松浦和浩さん、以上6人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の方を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

---

#### ◎日程第20 認定第7号から

#### 日程第21 認定第8号まで

○議長（大原 昇君） 日程第20 認定第7号令和3年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第21 認定第8号令和3年度美幌町病院事業会計決算認定につ



いて、以上2件を一括議題といたします。  
お諮りします。

本件については、6人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第7号令和3年度美幌町水道事業会計決算認定及び認定第8号令和3年度美幌町病院事業会計決算認定については、6人の委員をもって構成する企業会計決算審査特別委員会を設置して、地方自治法第98条第1項の権限を委任し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました企業会計決算審査特別委員会の委員については、美幌町議会委員会条例第7条第2項の規定により、1番戸澤義典さん、3番大江道男さん、7番坂田美栄子さん、8番岡本美代子さん、11番上杉晃央さん、13番馬場博美さん、以上6人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の方を企業会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は14時50分といたします。

休憩中に両決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

午後2時22分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された両決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、一般会計等決算審査特別委員会の委員長に藤原公一さん、副委員長に松浦和浩さん。

企業会計決算審査特別委員会の委員長に戸澤義典さん、副委員長に上杉晃央さん。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

暫時休憩します。

再開は、15時20分といたします。

午後2時51分 休憩

---

午後3時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第22 意見書案第13号

○議長（大原 昇君） 日程第22 意見書案第13号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は原案のとおり、決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第23 意見書案第14号

○議長（大原 昇君） 日程第23 意見書案第14号道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は原案のとおり、決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長

において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第24 報告第17号

○議長（大原 昇君） 日程第24 報告第17号健全化判断比率について。

御手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第17号健全化判断比率については、これで終わります。

---

#### ◎日程第25 報告第18号

○議長（大原 昇君） 日程第25 報告第18号資金不足比率について。

御手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第18号資金不足比率については、これで終わります。

---

#### ◎日程第26 報告第19号

○議長（大原 昇君） 日程第26 報告第19号放棄した債権の報告について。

御手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第19号放棄した債権の報告については、これで終わります。

---

#### ◎日程第27 報告第20号

○議長（大原 昇君） 日程第27 報告第20号令和3年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について。

御手元に配付しているとおおり、報告書の

提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第20号令和3年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告については、これで終わります。

---

◎日程第28 報告第21号

○議長（大原 昇君） 日程第28 報告第21号専決処分の報告について。

御手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第21号専決処分の報告については、これで終わります。

---

◎日程第29 報告第22号

○議長（大原 昇君） 日程第29 報告第22号例月出納検査報告について（5月～7月分）。

御手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第22号例月出納検査報告について（5月～7月分）はこれで終わります。

---

◎日程第30 議員の派遣について

○議長（大原 昇君） 日程第30 議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、御手元に配付した印刷物のおおり、派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めま

す。

したがって、本件は御手元に配付したとおおり、派遣することに決定しました。

---

◎日程第31 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 日程第31 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、御手元に配付した印刷物のおおり申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のおおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のおおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和4年第7回美幌町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後3時27分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員